

参考資料

平成30年12月第4回定例会

平成30年大府市議会第4回定例会提出議案一覧表

区 分	件 数	
	平成29年12月	平成30年12月
1 条 例	10	5
(1) 制 定	2	1
(2) 全 部 改 正	0	0
(3) 一 部 改 正	8	4
(4) 廃 止	0	0
2 予 算	4	2
(1) 一般会計予算	2	1
(2) 特別会計予算	2	1
(3) 企業会計予算	0	0
3 その他の議案	7	1
4 人 事 案 件	1	0
計	22	8

平成30年大府市議会第4回定例会提出議案

【報告】

報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償）

【条例】

議案第51号 大府市避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について

議案第52号 大府市手数料条例の一部改正について

議案第53号 大府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第54号 大府市水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について

議案第55号 犯罪のない安心して安全に暮らせる大府市をつくる条例及び大府市交通安全条例の一部改正について

【補正予算】

議案第56号 平成30年度大府市一般会計補正予算（第5号）

議案第57号 平成30年度大府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

【その他】

議案第58号 指定管理者の指定について

【報 告】

報告第 7号 専決処分の報告について（損害賠償）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の指定した専決処分事項（昭和46年大府市議決第61号）について専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの

・損害賠償について

平成30年9月3日長根町二丁目地内の被害者が所有する家屋内において、本市の職員が、固定資産税の賦課のため実地調査を行っていたところ、所持していたバインダーが落下し、当該家屋のフローリングの一部を損傷させた事故に対し、64,800円を賠償したものの

【条 例】

議案第51号 大府市避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について

避難行動要支援者に対する災害時の円滑かつ迅速な避難支援等を実施し、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、条例を制定するもの

（内 容）

- 第1条 目的について規定した。
- 第2条 この条例において使用する用語の意義について規定した。
- 第3条 避難行動要支援者の範囲について規定した。
- 第4条 避難行動要支援者名簿の作成について規定した。
- 第5条 名簿情報の提供について規定した。
- 第6条 名簿情報の取扱いについて規定した。
- 第7条 名簿情報の利用及び提供の制限について規定した。
- 第8条 秘密保持義務について規定した。
- 第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定した。

（施行期日）

平成31年4月1日

議案第52号 大府市手数料条例の一部改正について

建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、新たに所掌する事務に係る手数料を定めるため、条例を改正するもの

（内 容）

- ・建築物の接道規制の適用除外に係る認定申請に係る手数料の追加

(施行期日)
公布の日

議案第 5 3 号 大府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号）の一部改正に伴い、条例を改正するもの

(内 容)

- ・放課後児童支援員の資格要件の明確化
「教諭となる資格を有する者」 → 「教員免許状を有する者」
- ・放課後児童支援員の資格要件の追加
5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- ・専門職大学制度の創設に伴う規定の整備

(施行期日)

公布の日。ただし、専門職大学制度の創設に伴う規定の整備に係る部分は、平成 3 1 年 4 月 1 日

議案第 5 4 号 大府市水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について

水道法施行令（昭和 3 2 年政令第 3 3 6 号）等の一部改正に伴い、条例を改正するもの

(内 容)

- ・専門職大学制度の創設に伴う規定の整備

(施行期日)

平成 3 1 年 4 月 1 日

議案第 5 5 号 犯罪のない安心して安全に暮らせる大府市をつくる条例及び大府市交通安全条例の一部改正について

安心安全なまちづくりを重点的かつ効率的に実施するため、条例を改正するもの

(内 容)

- 第 1 条 犯罪のない安心して安全に暮らせる大府市をつくる条例（平成 1 8 年大府市条例第 3 7 号）の一部改正
- 第 2 条 大府市交通安全条例（平成 1 5 年大府市条例第 2 号）の一部改正

- ・「犯罪のないまちづくりモデル地区」と「交通安全モデル地区」を統合し、「安心安

全重点地区」とするもの

(施行期日)

平成31年4月1日

【補正予算】

議案第56号 平成30年度大府市一般会計補正予算(第5号)

議案第57号 平成30年度大府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

※「第4回定例会補正予算の概要」参照

【その他】

議案第58号 指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

(内 容)

- ・ 公の施設の名称 大府市立共和西児童老人福祉センター
- ・ 指定の相手方 大府市東新町一丁目219番地
社会福祉法人大府市社会福祉協議会
会長 大山尚雄
- ・ 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

※「団体の概要、事業計画書及び審査結果」参照

新				旧			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
(1)～(5) 略				(1)～(5) 略			
(6) 建築確認等関係手数料				(6) 建築確認等関係手数料			
種類		単位	金額	種類		単位	金額
4 略	略	略	略	4 略	略	略	略
4の2 建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定申請に対する審査	1件	27,000円				
摘要 略				摘要 略			
備考 略				備考 略			
(7)～(16) 略				(7)～(16) 略			

議案第53号関係

大府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(放課後児童支援員及び補助員)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者<u>(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u></p> <p>(6)～(9) 略</p> <p><u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</u></p> <p>4・5 略</p>	<p>(放課後児童支援員及び補助員)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>4・5 略</p>

大府市水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(布設工事監督者を配置する工事の範囲及び布設工事監督者の資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第3条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 前条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については7年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5)・(6) 略</p>	<p>(布設工事監督者を配置する工事の範囲及び布設工事監督者の資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第3条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 前条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5)・(6) 略</p>

議案第55号関係

犯罪のない安心して安全に暮らせる大府市をつくる条例の一部改正新旧対照表

第1条

新	旧
<p>(犯罪のないまちづくり基本計画)</p> <p>第8条 市長は、犯罪のないまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪のないまちづくり基本計画を定めるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の計画を定めるときは、市民、自治会等及び事業者の意見を積極的に反映させるものとする。</p> <p><u>(安心安全重点地区)</u></p> <p>第14条 市長は、市民生活の安全を確保するため、必要と認める地域を<u>安心安全重点地区</u>（以下「重点地区」という。）に指定することができる。</p> <p>2 市長は、<u>重点地区</u>に指定した地域において、市民、自治会等及び事業者と協働して犯罪を防止し、市民生活の安全を確保するために必要と認められる施策を<u>重点的に実施するものとする。</u></p> <p>3 市長は、第1項の規定により<u>重点地区</u>に指定した地域が、指定を継続する必要がないと認めるときは、これを解除することができる。</p>	<p>(犯罪のないまちづくり基本計画)</p> <p>第8条 市は、犯罪のないまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪のないまちづくり基本計画を定めるものとする。</p> <p>2 市は、前項の計画を定めるときは、市民、自治会等及び事業者の意見を積極的に反映させるものとする。</p> <p><u>(犯罪のないまちづくりモデル地区)</u></p> <p>第14条 市は、市民生活の安全を確保するため、必要と認める地域を<u>犯罪のないまちづくりモデル地区</u>（以下「モデル地区」という。）に指定することができる。</p> <p>2 市は、<u>モデル地区</u>に指定した地域において、市民、自治会等及び事業者と協働して犯罪を防止し、市民生活の安全を確保するために必要と認められる施策を<u>重点的に実施することができる。</u></p> <p>3 市は、第1項の規定により<u>モデル地区</u>に指定した地域が、指定を継続する必要がないと認めるときは、これを解除することができる。</p>

大府市交通安全条例の一部改正新旧対照表

第2条

新	旧
<p>(交通死亡事故等発生時の措置)</p> <p>第19条 略</p> <p><u>(安心安全重点地区)</u></p> <p>第20条 市長は、交通安全を確保するため、必要と認める地域を<u>安心安全重点地区</u>（以下「重点地区」という。）に指定することができる。</p> <p>2 市長は、<u>重点地区</u>に指定した地域において、市民、事業者及び関係機関等と協働して交通事故を防止し、交通安全を確保するために必要と認められる施策を<u>重点的に実施するものとする。</u></p> <p>3 市長は、第1項の規定により<u>重点地区</u>に指定した地域が、指定を継続する必要がないと認めるときは、これを解除することができる。</p>	<p>(交通死亡事故等発生時の措置)</p> <p>第19条 略</p>

新	旧
<p>(大府市交通安全対策会議)</p> <p><u>第21条</u> 略</p> <p>(対策会議の所掌事務)</p> <p><u>第22条</u> 略</p> <p>(対策会議の会長及び委員)</p> <p><u>第23条</u> 略</p> <p>(対策会議の特別委員)</p> <p><u>第24条</u> 略</p> <p>(対策会議の会議)</p> <p><u>第25条</u> 略</p> <p>(対策会議の幹事)</p> <p><u>第26条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第27条</u> 略</p>	<p>(大府市交通安全対策会議)</p> <p><u>第20条</u> 略</p> <p>(対策会議の所掌事務)</p> <p><u>第21条</u> 略</p> <p>(対策会議の会長及び委員)</p> <p><u>第22条</u> 略</p> <p>(対策会議の特別委員)</p> <p><u>第23条</u> 略</p> <p>(対策会議の会議)</p> <p><u>第24条</u> 略</p> <p>(対策会議の幹事)</p> <p><u>第25条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第26条</u> 略</p>

第4回定例会補正予算の概要

1 総括

第4回定例会に提出する補正予算は、一般会計及び国民健康保険事業特別会計で、補正予算の総額は、180,027千円の増額で、補正後の予算規模は、47,073,730千円となる。

(1) 一般会計

一般会計補正予算（第5号）は、補正予算額が178,890千円の増額で、補正後の予算規模は、32,529,241千円となる。

補正内容は、次のとおりである。

歳出では、ふれ愛サポートセンター管理運営事業に係る職員駐車場原状復帰工事費972千円及び小学校施設整備事業に係る土地購入費105,163千円を新たに計上するほか、給料・職員手当等・共済費5,986千円、障害児通所給付費34,924千円、道路維持事業に係る修繕料20,000千円、小学校整備工事費3,206千円等を増額するものである。

歳入では、おおぶ一生元気ポイント寄附金154千円及びネーミングライツ料500千円を新たに計上するほか、障害児通所給付費負担金26,191千円、財政調整基金繰入金90,380千円、義務教育施設整備事業債53,300千円等を増額するものである。

(2) 国民健康保険事業特別会計

国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、補正予算額が1,137千円の増額で、補正後の予算規模は、7,439,334千円となる。

補正内容は、歳出で国民健康保険事務管理事業に係るパソコンソフト法改正対応改修委託料486千円を新たに計上し、医療費適正化対策事業に係る通信運搬費651千円を増額するとともに、歳入で特別調整交付金486千円及び前年度繰越金651千円を増額するものである。

2 予算規模

(単位：千円、%)

会計名	補正前の予算額	補正予算額	計 A	平成29年度12月 補正後予算額 B	A - B C	C/B × 100
一般会計	32,350,351	178,890	32,529,241	30,312,996	2,216,245	7.3
特別会計	10,867,145	1,137	10,868,282	12,160,286	△ 1,292,004	△ 10.6
国民健康保険	7,438,197	1,137	7,439,334	8,483,963	△ 1,044,629	△ 12.3
公共下水道	2,344,389	0	2,344,389	2,572,979	△ 228,590	△ 8.9
農業集落排水	15,620	0	15,620	15,408	212	1.4
後期高齢者医療	1,068,939	0	1,068,939	1,087,936	△ 18,997	△ 1.7
水道事業会計	3,676,207	0	3,676,207	2,862,763	813,444	28.4
合計	46,893,703	180,027	47,073,730	45,336,045	1,737,685	3.8

3 一般会計

(1) 歳入

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明	千円
	千円	千円	千円		千円
13 国庫支出金	4,293,017	20,194	4,313,211	障害児通所給付費負担金(1/2)増額 特別障害者等給付費負担金(7.5/10)増額 基礎年金等事務費交付金増額 年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金増額	17,461 367 1,836 530
14 県支出金	1,924,737	8,772	1,933,509	障害児通所給付費負担金増額 特別障害者等給付費補助金増額	8,730 42
16 寄附金	251,925	154	252,079	おおぶー生元気ポイント寄附金 (株式会社八神始め10件)	154
17 繰入金	2,126,754	90,380	2,217,134	財政調整基金繰入金増額	90,380
19 諸収入	1,069,155	6,090	1,075,245	収入印紙売払手数料増額 収入印紙売払収入増額 ネーミングライツ料(市民体育館)	30 5,560 500
20 市債	845,700	53,300	899,000	義務教育施設整備事業債増額	53,300
計	32,350,351	178,890	32,529,241		

(2) 歳出

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明	千円
	千円	千円	千円		千円
2 総務費	4,689,264	5,560	4,694,824	住民基本台帳等事務事業 消耗品費増額	5,560
3 民生費	12,918,149	38,821	12,956,970	特別障害者手当等増額 ふれ愛サポートセンター管理運営事業 職員駐車場原状復帰工事 国民年金事務管理事業 国民年金システム改修委託料増額 年金生活者支援給付金システム改修委託料増額 障がい児通所支援事業 手数料増額 障害児通所給付費増額	533 972 1,836 530 26 34,924
4 衛生費	2,777,311	154	2,777,465	健康づくり推進事業 記念品等増額(寄附充当)	154
5 労働費	86,811	4,881	91,692	給料・職員手当等・共済費増額	4,881

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
6 農林水産業費	501,680	1,105	502,785	給料・職員手当等増額 1,105
8 土木費	4,134,866	20,000	4,154,866	道路維持事業 修繕料増額 20,000
10 教育費	4,322,266	108,369	4,430,635	小学校施設整備事業 小学校整備工事増額 3,206 土地購入費 105,163
計	32,350,351	178,890	32,529,241	

4 国民健康保険事業特別会計

(1) 歳入	千円
特別調整交付金増額	486
前年度繰越金増額	651
計	1,137
(2) 歳出	千円
国民健康保険事務管理事業	
パソコンソフト法改正対応改修委託料	486
医療費適正化対策事業	
通信運搬費増額	651
計	1,137

社会福祉法人大府市社会福祉協議会の概要

団体の名称	社会福祉法人大府市社会福祉協議会
所在地	大府市東新町一丁目219番地
代表者	会長 大山尚雄
設立年月日	昭和52年8月3日
設立目的	大府市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
活動（事業）の種類	<p>次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 4 1から3のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 5 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 6 共同募金事業への協力 7 福祉サービス利用援助事業 8 老人ホームヘルプ事業の経営 9 老人デイサービス事業の経営 10 居宅介護支援事業の経営 11 障害福祉サービス事業の経営 12 障害児相談支援事業の経営 13 一般相談支援事業の経営 14 特定相談支援事業の経営 15 移動支援事業の経営 16 生活福祉資金貸付事業 17 暮らし資金貸付事業 18 愛の資金貸付事業 19 地域包括支援センターの経営 20 生活支援体制整備事業 21 児童老人福祉センターの経営 22 その他この法人の目的達成のため必要な事業

役員及び職員	1 理事	17名（うち会長1名、副会長2名）
	2 監事	2名
	3 評議員	22名
	4 その他施設等職員	107名（常勤職員45名、非常勤職員62名）

大府市立共和西児童老人福祉 センターの管理運営に関する 事業計画書

大府市東新町一丁目219番地
社会福祉法人大府市社会福祉協議会

大府市立共和西児童老人福祉センターの管理運営に関する事業計画書

団体の名称	社会福祉法人大府市社会福祉協議会		
代表者氏名	大山尚雄	設立年月日	昭和52年8月3日
所在地	大府市東新町一丁目219番地		

1. 指定管理期間内の管理運営方針

(1) 管理運営方針

子どもから高齢者までの交流を通して安心して子育てができるまち、安心して高齢期を過ごせるまちの実現を目指す。

① 施設の設定目的の実現

- ・子どもと高齢者との世代間交流→尊敬やいたわりの気持ちの育み（子ども）、生きがい（高齢者）
- ・地区福祉委員会、子ども会、老人クラブ、ボランティア等、地域との連携

② 社会福祉協議会の特長を生かした運営

- ・地域福祉推進の中核的団体
- ・市民参加及び各団体等とのネットワーク
- ・地区福祉委員会、ふれあいサロン等の活動支援
- ・子どもと高齢者の世代間交流会等
- ・高齢者相談支援センターによる認知症等の出前講座
- ・「公助（公的サービス）」と「自助、共助、近助」をベクトル化し、効果的に活用することで「地域福祉推進の最大化」を図る。

③ 基本機能の充実

- ・子ども育成機能（遊びを通じた援助、子どもの生活安定を図るための援助）
- ・子育て家庭支援機能
- ・地域活動（社会参加活動）促進機能
- ・高齢者の教養向上機能
- ・高齢者のレクリエーションの指導機能

④ 法令遵守並びに協定書及び仕様書に基づく管理運営

(2) 管理運営の目標

① 利用しやすい施設づくり

- ・スタッフ育成→親しみやすく、地域の居場所となる雰囲気づくり
- ・地域での認知度、利用したことがあると言われる施設

② 地域で育てる施設づくり

- ・地域の子どもは地域で育てる
- ・高齢者の出番と役割づくり
- ・利用者も協力者・支援者として支え手を担う

③ 管理運営の効率向上と改善

- ・光熱水費等経費の縮減
- ・要望・クレームへの適切対応（PDCAサイクル活用）

2. 住民が平等に施設を利用できるための基本的な考え方

(1) 平等利用について

① 公平で信頼される利用者への対応

- ・ 利用しやすく親しみのもてる施設運営
- ・ 公平かつ適切な運営→有利・不利となる取扱いはしない（広報活動を含む。）。
- ・ 広く様々な団体の利用に配慮

② 安定したサービスの品質

- ・ 業務運用マニュアルの作成及び必要に応じた改訂

(2) 適格性の確保

① 社会福祉協議会の性格

- ・ 地域における住民組織と社会福祉事業関係者により構成
- ・ 地域の福祉課題の解決に向けた取組
- ・ 住民の福祉活動の組織化並びに社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び企画・実施
- ・ 全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織

② 適正な人員配置

- ・ 必要な業務遂行体制の確保
- ・ 業務形態にあった適正な人員配置

3. 施設の効果（設置目的）を最大限に発揮するための考え方

(1) 設置目的との適合性について

① 子どもから高齢者までが交流することにより効果を高める支援体制

- ・ 地域福祉を推進する中核団体として、本施設の管理運営を通して地域福祉推進の効果を向上
- ・ 地区福祉委員会、ふれあいサロン、老人クラブ、子ども会からの協力→地域で支え合う仕組み構築
- ・ 60歳以上の新たなボランティア育成→高齢者の出番と役割を創出

② 社会福祉協議会が培ってきたノウハウの活用

- ・ ふれあいサロンの設置及び運営については立上げと活動の支援実績あり
- ・ 世代間交流の目的の理解と効果を高める工夫
- ・ 認知症サポーター養成講座の実施等、地域で支え合う体制づくりを推進

③ 地域で安心して暮らすための拠点

- ・ 高齢者が情報から孤立しないよう適切な情報発信
- ・ 共和西地区福祉委員会の活動に利用→共和西地区の福祉活動拠点として集える施設

(2) サービス向上の方策について

① 必須事業に関する提案及び創意工夫について

- ・ 自由参加あそびサークル「あんぱんまん」にリトミックを取り入れる等、子育て支援に関する事業の内容充実
- ・ 各事業についてのSNS等による情報発信等、関心を持ってもらうための仕組みづくり

② 任意事業に関する提案及び創意工夫について

- ・ 「常設のふれあいサロン」実施のための協力者の確保並びに調整及び運営の助言等の支援

③ 提案事業について

- ・ 子どもの学習について、市内の大学生を活用（寺子屋大学生版）

- ・地域や利用者のニーズを把握した上での積極的な提案事業の企画・立案
- ④他の社会資源やサービスとの連携や協力
 - ・地域福祉の中核的な役割を担っており、機能を十分に活かすことが可能
- ⑤利用環境の整備
 - ・利用者のニーズに応じて、図書室の蔵書等を整備

(3) 収支計画について

- ①指定管理料の適正な使用
 - ・経費の削減
 - ・管理運営及び事業に係る経費は、市からの委託費（予算の範囲内）をもって充当
 - ・教材費や資料等の実費については、市と協議し、承諾を得た場合に参加者から徴収

(4) 施設管理について

- ①安全性への配慮
 - ・事故、機器の異常等発生時の速やかな対応
 - ・防火管理者の選任
- ②施設の維持管理
 - ・定期的に行う施設維持管理のための保守点検及び建物、工作物等の軽微な修繕
 - ・運営上の必要な備品の手配
 - ・所有備品は、市と協議し、承諾を得た場合に設置
- ③環境への配慮
 - ・省エネ活動の実施
 - ・ごみの減量及び利用者のごみ持ち帰り徹底
- ④障がい者及び高齢者の就労支援
 - ・施設清掃を障がい者施設へ依頼
 - ・樹木剪定や簡易な修繕等は、シルバー人材センターへ依頼

(5) 安全対策（リスクマネジメント）について

- ①施設における事故防止
 - ・館長を責任者とする。
 - ・事故防止のため、職員教育及び施設点検を徹底
 - ・緊急連絡網の整備
 - ・施設内への火器及び酒類の持込みを禁止
 - ・遊具選定については、安全性に配慮
 - ・施設利用の安全に関することを分かりやすく掲示
 - ・避難訓練の実施
 - ・不審者対応マニュアルを整備
 - ・災害その他の理由により施設の利用を制限する必要がある場合は、市との協議により行う。
- ②個人情報の取扱いの徹底

(6) 研修計画について

- ①基本的研修

- ・OJTを基本
- ・市職員と同等の研修機会を確保
- ・市子育て支援課が実施する研修に参加
- ・旅費及び負担金は指定管理料に含む。
- ・接遇等研修の実施
- ・施設管理の安全確保のための研修実施
- ・個人情報保護に関する研修の実施
- ②研修で学んだことのマニュアル化
 - ・接遇対応マニュアルの整備
 - ・施設管理及び安全確保のマニュアル整備
 - ・個人情報の取扱い等についてのマニュアル整備
- ③サービス向上のための研修
 - ・地域福祉についての理解を深める研修を実施

4. 業務の実施に関する計画についての考え方

(1) 物的能力について

① 運営管理の財源

- ・指定管理料の中で対応

② 社会福祉協議会のネットワーク

- ・ふれあいサロンの支援として、培ってきたノウハウを活用
- ・子ども会、老人クラブ、地区福祉委員会等、社会福祉協議会が持っているネットワークを活用
- ・地域の社会資源の活用

(2) 人的能力について

① 法令・仕様書に基づく人員配置

- ・法令を遵守した無理のない人員配置
- ・館長及び館長補佐：保育士資格の常勤職員
- ・開館時間中は常に2名が勤務（ただし、昼休憩中は1名以上）
- ・事務パート職員をローテーションにより配置

② 事業実施のための人員確保

- ・ふれあいサロンの活動の充実を図るため、地域福祉活動担当職員が支援
- ・ふれあいサロンのノウハウを活用
- ・地域の協力者育成

(3) 類似施設の管理実績について

① 大府市デイサービスセンター 管理受託

- ・平成8年4月1日～34年3月31日

② 長草デイサービスセンター 管理受託

- ・平成9年4月1日～34年3月31日

③ 神田児童老人福祉センター北崎分館 管理受託

- ・平成27年2月1日～32年3月31日

大府市立共和西児童老人福祉センター 審査結果

※満点900点／基準点540点(6割)

配点	5	10	15	20
優れている	5	10	15	20
やや優れている	4	8	12	16
普通	3	6	9	12
やや劣っている	2	4	6	8
劣っている	1	2	3	4

	審査基準	配点	基準点	評価点
				社会福祉法人大府市社会福祉協議会
1	利用者の平等利用が確保されること。 (1) 平等利用及び適格性の確保 ① 申込方法等について利用者の平等利用が図られているか。 ② 事業内容に偏りがあり、利用者が限られることはないか。 ③ 市長、議員その他の特別職又はその家族等が指定管理者応募者の役員等となっていないか。	45	27	44
	小計	45	27	44
2	指定管理者が行う業務の実施に関する計画が、施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること。 (1) 設置目的及び運営の方向性との適合性 ① 運営に関する基本方針は、施設の設置目的及び運営の方向性に適合しているか。 ② 事業計画は、施設の設置目的及び運営の方向性と適合しているか。 ③ 事業計画は、目標(指標)が達成できると見込まれるものであるか。 (2) サービス向上 ① 施設の利用促進及び利用者の増加に向けた事業計画であるか。 ② 質の高いサービスの提供を実現させる事業計画であるか。 ③ 利用者の意見を取り入れる仕組みはあるか。 ④ 事業の提案内容や施設の有効活用に創意工夫や斬新性は認められるか。 ⑤ 他の社会資源やサービスとの連携や協力がとれる仕組みとなっているか。 (3) 収支計画 ① 収入及び支出の積算が適切であり、過小又は過大な見積りはなく、積算根拠や方法は適当であるか。 ② 事業計画との整合性は図られているか。 ③ 事業計画を実行するための、必要な経費が全て計上されているか。 (4) 施設管理 ① 管理区域及び業務範囲について、漏れなく適切に把握しているか。 ② 管理業務を行うための必要な職員体制(現場責任者、指揮系統等)や配置人員(有資格者の配置、人数等)は適切であるか。 ③ 周辺環境や地域住民等への配慮はされているか。 ④ 省エネ、環境負担の軽減等、環境への配慮はされているか。 ⑤ 利用者の立場で利用への配慮はされているか。 (5) 安全対策(リスクマネジメント) ① 利用者の安全対策は適切に示されているか。 ② 災害その他緊急時の危機管理体制は適切に示されているか。 ③ 個人情報の保護、秘密保持及び情報公開への取組は適切に示されているか。 (6) 研修計画 ① 事業の実施に関する知識・技能、接遇など施設を適切に運営するための研修が確保されているか。 ② 利用者の安全対策についての研修が確保されているか。 ③ 個人情報の保護及び秘密保持についての研修が確保されているか。	135	81	106
		180	108	150
		45	27	31
		90	54	70
		90	54	70
	小計	630	378	489

3.	指定管理者が行う業務の実施に関する計画を適確に実施するための物的及び人的な能力を有していること。			
	(1) 物的能力			
	① 団体の経営状況は良好か。(過去の決算や業績から経営の安定性を欠くようなことはないか。)	45	27	45
	② 団体として当該施設管理運営をサポートする体制はあるか。			
	③ 必要な資機材を確保しているか、又は確保できる見込みがあるか。			
	(2) 人的能力			
	① 事業計画に沿った管理を適確に実施するための人的能力を有しているか。	45	27	31
	② 施設管理業務に関する知識と経験を有した職員を配置する計画となっているか。			
	③ 市や関係団体と緊密に連携し、事業に取り組む体制があるか。			
	(3) 類似施設の管理実績			
① 類似施設の管理実績があるか。	45	27	31	
	小計	135	81	107
4.	その他、指定管理者業務を公正かつ適確に行うことができること。			
	(1) 見積金額			
	① 見積金額は、仕様内容や水準等を満たし、より安価な設定であるか。	45	27	29
	② 効率的な管理業務を行い、経費の縮減に取り組む計画であるか。			
	(2) 事業所の所在地			
	① 経営主体が大府市内又は近隣にあり、サービスを提供する職員に対して直接的な管理のもと指導できる体制か。	45	27	45
	小計	90	54	74
	合計	900	540	714